

司法記者クラブ（名古屋地方裁判所内）

幹事社 御中

（FAX 052-201-8929）

2019年9月12日

不当労働行為救済命令申立事件について

申立人：南医療生協労働組合

被申立人：南医療生活協同組合

申立人代理人弁護士 白川秀之

弁護士法人名古屋北法律事務所

名古屋市北区平安二丁目1-10第5水光ビル3階

TEL 052-910-7721 FAX 052-910-7727

上記事件（9月13日申立予定）について、申立人及び代理人弁護士は、記者レクを希望いたします。お電話で申込みさせていただいたとおり、9月13日（金）10時30分に、司法記者クラブにお伺いいたしますので、是非、取材のほどお願いいたします。

記者レクに先立ちまして、裁判の概要を下記のとおり、ご説明いたします。事前に、各社にお配りいただき、お目通しいただければと思います。

記

1 当事者

(1) 申立人 南医療生協労働組合

被申立人に勤務する職員（非常勤職員を含む）を組合員とする労働組合であり、1965年に設立された。現在の組合員数は2019年6月30日付で258名であり、上部団体として、愛知県医療介護福祉労働組合連合会（愛知県医労連）に加盟している。

(2) 被申立人 南医療生活協同組合

1961年に消費生活協同組合法に基づき設立された医療生活協同組合であり、医療・介護福祉等の事業を行うことを目的としている。医療事業で11の病院、診療所を、介護福祉事業で52の施設・事業所を運営している。

2 事案の概要

(1) 本件の経緯

申立人は、組合結成以来、被申立人の理念を実現するため、被申立人とともに協力共同

して努力してきた。また、1995年4月1日付で申立人・被申立人間で締結した労働協約（別紙労働協約対照表の「現行労働協約」）を締結した。この労働協約には、申立人が労働組合活動を行う上で重要な問題について明記し、労働組合活動を最大限保障する内容が盛り込まれていた。

しかるに、被申立人は本件労働協約の趣旨を没却する新労働協約を提案し、申立人が新協約案（別紙労働協約対照表の「新労働協約案」）の妥結を拒絶するや、2018年12月3日に労働協約を一方向的に解約する旨の通知を送付した。

（2）解約の無効

被申立人の解約の根拠は「労働組合法第15条3項及び労働協約第30条に基づき、2019年3月10日をもって労働協約を解約する」とされているが、労働組合法15条3項前段は、「有効期間の定めがない労働協約」について、一方当事者の意思表示によって労働協約を解約できることを定めるものである。さらに同条項後段は、「期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定めがあるもの」についての規定である。

しかるに本件協約第29条では、有効期間を1年とすると同時に、当事者からの解約の意思表示がない限り有効期間1年とする内容で本件協約が更新されることを定めているものであり、「期限の定めがない労働協約」になることを定めたものではない。したがって、期限の定めのない労働協約について規定する労働組合法15条3項前段は適用できない。

本件協約第30条2項では、「期間満了の日までに新協約が成立しなかったときは、新協約が成立するまで本協約を有効とする」と定めており、「協約改廃の申入れをすること自体は可能であるが、新協定成立までは現行の労働協約が有効に存続する」ということである。

したがって、解約の申入れ後も、新協定成立までは本件協約が効力を有することに変わりはない。

（3）解約による影響

被申立人は本件労働協約が解約されたことを口実として、申立人の正当な労働組合活動を妨害している。例えば①本件労働協約に基づく経営協議会の開催を拒絶したり、②新入職員向けのガイダンスを妨害したりなどである。

（4）不当労働行為

被申立人による本件労働協約解約行為は、組合活動を妨害するための口実として利用するためになされたものであり、それ自体が労働組合法第7条第3号が定める「労働者が労働組合を結成し、又は運営することを支配し、又はこれに介入すること」に該当する不当労働行為である。

3 過去の不当労働行為救済命令申立

（1）一度目の不当労働行為救済命令申立

2007年に、被申立人は「新・賃金制度」と呼ぶ、成果主義賃金制度の導入、住宅手当・休日手当のカットを中心とする賃金制度の改悪を提案し、これに反対する申立人の態度が制度改悪にとって邪魔になると見るや、労働組合を無視して直接個々の職員に対して

労働条件改悪についての承諾を取り付けようとするなど、労働組合活動に対する支配介入を露骨に行った。そのため、申立人は、愛知県労働委員会に対して不当労働行為救済命令申立を行った。

同申立については、2009年4月24日、被申立人が上記行為等について反省の意を表明するとともに、被申立人と申立人との間で、「新・賃金制度」について直ちに協議を開始すること等を内容とする和解が成立し、被申立人は申立人に対し、同制度についての協議に応じる義務を負った。また、同和解では「申立人及び被申立人は、1995年4月1日に実施された労働協約を誠実に遵守する」ことが定められた。

(2) 二度目の不当労働行為救済命令申立

被申立人の中核をなす「南生協病院」は、2010年3月23日に現在の所在地である名古屋市緑区大高二丁目204番地に移転した。その際被申立人は、当時申立人の専従役員であった田島書記長に対して病院の入場に必要ない「ICカード」を発行せず、事実上田島書記長の入室を排除する措置をとった。田島書記長は在籍専従であり、当時も被申立人の職員の資格を有していたにも関わらず、当該措置はなんら正当理由のないものであった。

また被申立人は、この他にも、①病院移転前には認められていた、申立人の病院内の施設を利用が、病院移転後は、労働組合活動に関しては、一切病院内施設の利用を拒絶したこと、②申立人に対する事前の説明などなく、就業規則の不利益変更を実施した点、③申立人組合の中央副執行委員長が、管理職から異動内示を受けた際、「あなたは労働組合役員だから、職責にはなれないからね」と申し向けられる等の不当労働行為も行った。

申立人は、このような複数の支配介入に当たる組合活動への妨害行為を合わせて、2011年9月14日に愛知県労働委員会に対して、不当労働行為に対する救済命令を申し立てた。これについては、2013年6月11日、以下の内容の和解が成立した。

- ① 被申立人は申立人の専従者田島裕利に対してICカードを発行する。
- ② 同人はICカードを他人に貸与譲渡しない、病院の立入りに対しては、個人情報保護等に十分配慮すること、許可なく他人を同行しないこと。
- ③ ICカードの発行費用は申立人の負担とする。
- ④ 被申立人は、申立人の四役会議、中央執行委員会等期間会議、申立人の主催する学習会及び集会については、だんらんを使用する事を了承する。
- ⑤ この場合において、申立人は以下の事項を遵守する。
 - (1) 特定政党、特定候補者応援のための学習会、集会は行わないこと
 - (2) 被申立人の事業の業務妨害に当たる行為は行わないこと
 - (3) 施設資料の趣旨及び遵守事項に反した場合は、使用に制限を設けることもある事を了承する。
- ⑥ 申立人及び被申立人は、労働条件の諸問題について適切に対応するため、将来に向けて信頼関係を構築するよう努める

4 本件救済命令で求めるもの

- (1) 1995年4月1日に申立人との間で締結した労働協約が有効であることを確認する。
- (2) ポストノーティス命令

以上